

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 令和六年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）

危機管理課

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

### 【公告】

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ ” ”

○ ” ”

○ ” ”

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

”

○ ” ”

### 【監査公表】

○ 令和五年度の監査の結果の公表

監査事務局

## 目次

担当課（室）

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第二項及び第五項の規定により実施した令和五年度の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年二月二十七日

岡山県監査委員	笹
岡山県監査委員	井
岡山県監査委員	茂
岡山県監査委員	智
岡山県監査委員	飛
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	本
岡山県監査委員	雅
岡山県監査委員	彦
岡山県監査委員	正
岡山県監査委員	美
岡山県監査委員	山
岡山県監査委員	保

# 令和6年2月27日 岡山県公報 第12577号

## 1 監査の概要

- (1) 監査等の種類 財務監査（随時監査）及び行政監査
- (2) 監査対象
- ① 監査対象年度 平成28年度から令和5年度
- ② 監査対象機関 県民生活部及び岡南飛行場管理事務所
- ③ 監査対象項目
- ア 岡南飛行場管理事務所に係る停留料未納の長期停留事案に関する事項
- イ 執行体制及び内部統制に関する事項
- (3) 監査の着眼点
- 事務の執行が法令に適合し、適正で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織及び運営の合理化に努めているか。
- (4) 監査の実施内容
- 岡山県監査委員監査基準（令和2年3月27日岡山県監査公表第5号）に準拠し、監査委員が、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された資料等に基づいて監査を行った。

## 2 監査の結果

- (1) 監査実施機関 県民生活部及び岡南飛行場管理事務所
- (2) 監査実施年月日 令和6年2月7日
- (3) 監査結果
- 上記により監査した結果、岡南飛行場管理事務所について、次の指摘事項が認められた。
- ・ 停留料未納のまま停留が継続し、停留料の未納額が増加する状況が継続している航空機が、前回の監査で確認したものを含め、2機確認された。
- ① 前回(令和5年8月7日)の監査で確認したもの
- 平成30年5月分から令和6年1月末までの未納額の合計 3,728,637円
- ② 今回(令和6年2月7日)の監査で確認したもの
- 平成30年10月分から令和6年1月末までの未納額の合計 1,706,557円

## 3 所見

航空機の停留料について、停留料未納のまま停留が継続し、停留料の未納額が増加する状況が長期間にわたっているものが、前回の監査で確認したもの以外にも、1機あることが判明した。

条例は本来県民の利益を守るために設けられており、その趣旨に則り管理を行わなければならないにもかかわらず、停留料の未納を継続させる行為は施設の管理者として善管注意義務を果たしているとは言えず、管理体制の抜本的な改善を求める。

今回の事案は、岡南飛行場管理事務所と県民生活部との間で、課題に対する情報共有や意思疎通が十分に行われていなかったため、リスクを防止する仕組みづくりを構築することなく放置されたものであり、内部統制上の重大な不備につながる重大事案と認識している。

職場内のミスやリスクを積極的に報告する空気を醸成し、重大な不備に至ることを防ぐ仕組みづくりをしっかりと行っていただき、停留料未納の解消と再発防止に向け、全力で取り組むよう努められたい。